

平成22年度 第1回倉吉市学校教育審議会

日 時 平成22年5月27日(木) 午後3時～5時
場 所 成徳公民館 2階 大会議室

日 程

※委嘱状交付

1 開 会

- (1) 開会あいさつ
- (2) 自己紹介
- (3) 会長、副会長選出
- (4) 諮問

2 事務局説明

- (1) 学校教育審議会所掌事務等について
- (2) 倉吉市教育振興基本計画について
- (3) 本市学校教育の現状について

3 協 議

- (1) 倉吉市教育振興基本計画について

①基本方針、教育目標について

②学校教育に関わる重点項目について

③その他

4 その他

5 閉会

目 次

・倉吉市学校教育審議会委員名簿	1
・倉吉市学校教育審議会条例	2
・倉吉市学校教育審議会運営規則	4
・倉吉市教育振興基本計画策定について	6
・学校教育審議会について（案）	7

参考資料

1. 平成22年度 学校教育課の方針と重点施策	8
2. 体系図	9
3. 「学校教育課の重点施策」と「提言」対照表	10
4. 国の教育振興基本計画について	12
5. 国・県・他市の教育振興基本計画について	14

別添資料

平成22年度倉吉市学校教育関係要覧
明日の倉吉の教育を考える委員会 提言
倉吉市学校教育の現状について
鳥取県教育振興基本計画パンフレット

倉吉市学校教育審議会委員名簿

氏 名	所属等
中 嶋 邦 彦	学識経験者 (鳥取短期大学附属幼稚園長)
松 本 典 子	学識経験者 (鳥取短期大学幼児教育保育学科教授)
西 田 直 美	学識経験者 (倉吉幼稚園長：元小学校長)
吉 田 武 章	学識経験者 (前倉吉市教育委員)
富 田 充 信	保・幼保護者代表 (聖テレジア幼稚園PTA会長)
赤 本 て る み	小学校保護者代表 (倉吉市立関金小学校PTA)
横 山 千 晴	中学校保護者代表 (倉吉市立久米中学校PTA)
大 橋 和 久	園長会代表 (倉吉東保育園長)
松 田 裕 一	小学校長会代表 (倉吉市立社小学校長)
小 椋 博 志	中学校長会代表 (倉吉市立河北中学校長)
名 越 和 範	高等学校長代表 (県立倉吉東高等学校長)
岡 野 勝 義	自治公民館代表 (自治公民館連合会長：明倫地区自治公民館協議会長)
小 谷 次 雄	地区公民館代表 (倉吉市公民館連絡協議会長：成徳公民館長)
山 下 千 之	児童福祉関係者 (福吉児童センター館長)
長 谷 川 暢 宏	産業界代表 (倉吉青年会議所理事長)

倉吉市学校教育審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市学校教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立小学校及び市立中学校(以下「市立学校」という。)の教育の振興に関する重要事項
- (2) 市立学校の運営に関する重要事項
- (3) 市立学校の校区に関する重要事項
- (4) 市の教育評価に関する重要事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか学校教育に関する重要事項
- (6) 社会教育並びにスポーツ及び文化芸術の振興のうち学校教育に関連する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(倉吉市校区審議会条例の廃止)

2 倉吉市校区審議会条例(昭和44年倉吉市条例第34号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第3条第2項の規定による委嘱及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

倉吉市学校教育審議会条例の制定について

【制定理由】

本市の教育の現状を確認し、課題を明らかにするとともに、本市の特色を生かした教育のより一層の推進のために、平成20年度・平成21年度の2年間にわたり「明日の倉吉市の教育を考える会」を開催してきました。2年目の本年度は、協議や視察など会を6回開催し、提言をいただきました。

今後、提言をもとに具体的な方策を作っていくために、倉吉市学校教育審議会条例を制定し、審議会を設置するものです。なお、この条例は、現在の倉吉市校区審議会条例も包含するものですので、倉吉市校区審議会条例は廃止します。

【制定要旨】

- 1 倉吉市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。 (第1条関係)
- 2 審議会の所掌事務を定めることとした。 (第2条関係)
- 3 審議会の組織について定めることとした。 (第3条関係)
- 4 審議会の委員の任期について定めることとした。 (第4条関係)
- 5 審議会の会長について定めることとした。 (第5条関係)
- 6 審議会の会議について定めることとした。 (第6条関係)
- 7 審議会の庶務は、教育委員会事務局で行うこととした。 (第7条関係)
- 8 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定めることとした。 (第8条関係)
- 9 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 10 この条例の施行に伴い倉吉市校区審議会条例を廃止することとした。 (附則第2項関係)
- 11 審議会の委員の委嘱は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。 (附則第3項関係)

倉吉市学校教育審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市学校教育審議会条例（平成22年倉吉市条例第 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、倉吉市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を書面により委員に通知しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に意見を述べさせ、又は説明させるため、当該委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開とする。ただし、特別の事情により審議会が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(会議録)

第5条 会長は、審議会を行ったときは、会議録を作成しておかなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

倉吉市学校教育審議会運営規則の制定について

【制定理由】

倉吉市学校教育審議会の設置に伴い、同審議会の運営に関し必要な事項を定めるため倉吉市学校教育審議会運営規則を制定するものです。

【制定要旨】

- 1 この規則の趣旨を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 会議の招集の方法について定めることとした。 (第2条関係)
- 3 必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができることとした。 (第3条関係)
- 4 原則として、会議を公開することとした。 (第4条関係)
- 5 会議を行ったときは、会議録を作成しなければならないこととした。 (第5条関係)
- 6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとした。 (第6条関係)
- 7 この規則は、平成22年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市教育振興基本計画の策定について

【倉吉市教育振興基本計画の趣旨】

倉吉市教育振興基本計画は、10年先の国・県の姿、倉吉市の姿を見据えて、今後5年間に本市で取り組むべき教育の方向性を示すもので、教育基本法に基づき策定するものです。

教育基本法第17条

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

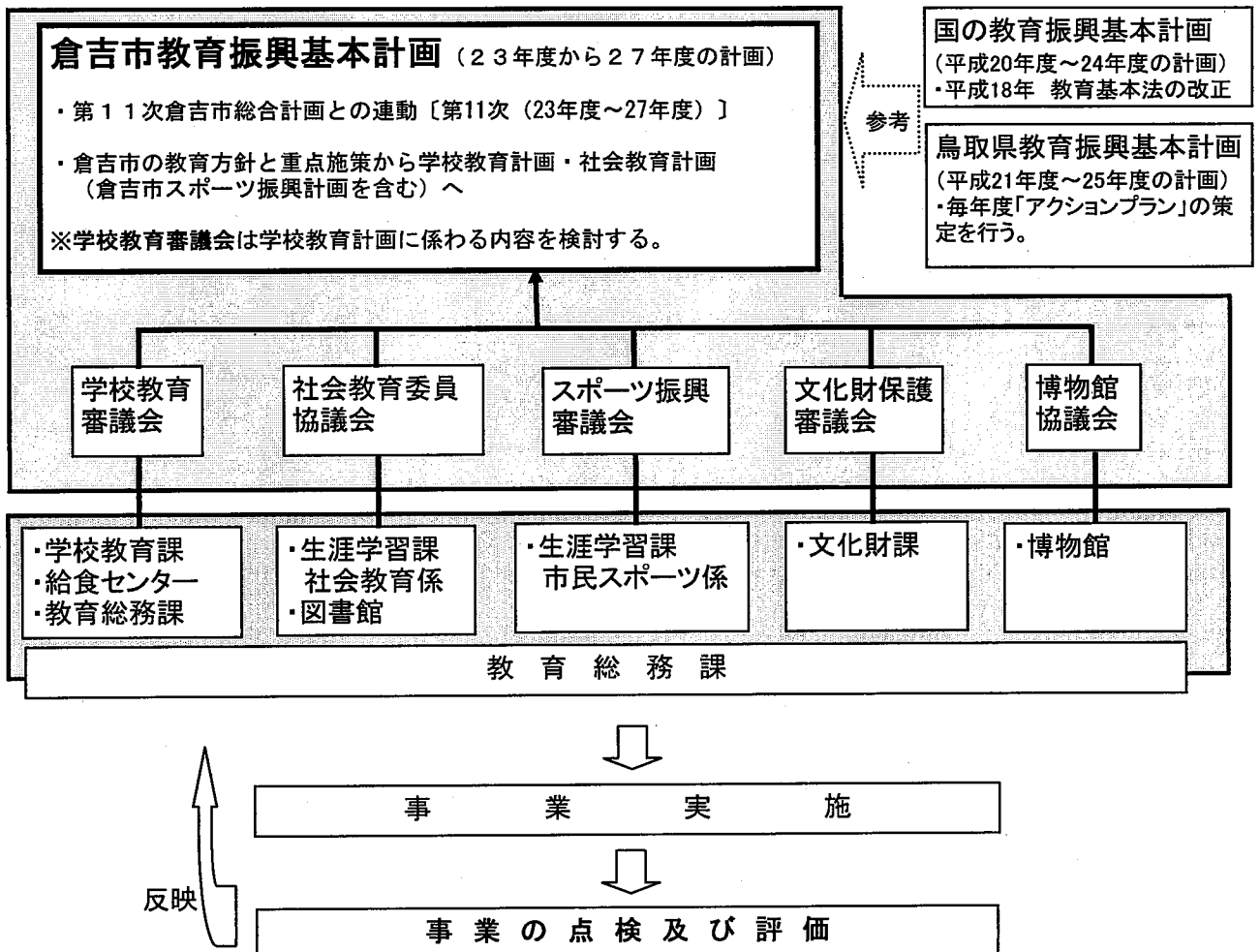
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【計画策定のポイント】

教育振興基本計画の柱である学校教育計画と社会教育計画（スポーツ振興計画を含む）の策定を行います。

【計画の期間】 5年間 （平成23～27年度）

<倉吉市教育振興基本計画策定>



学校教育審議会について（案）

1 倉吉市教育振興基本計画の審議について

学校教育審議会では倉吉市教育振興基本計画の学校教育に関わる内容について、現状を踏まえ、「平成22年度 学校教育課の方針と重点施策」、「明日の倉吉の教育を考える委員会 提言」等を参考として、審議を行っていく。

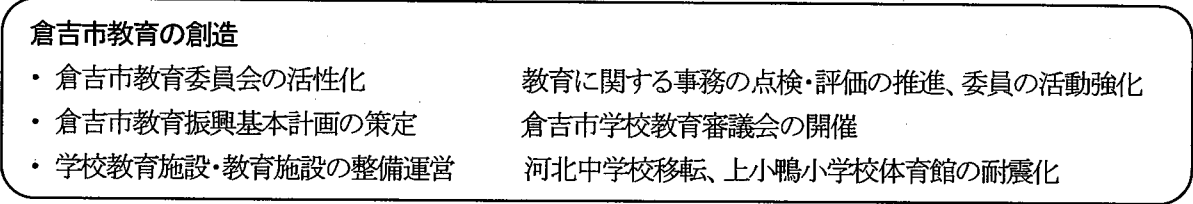
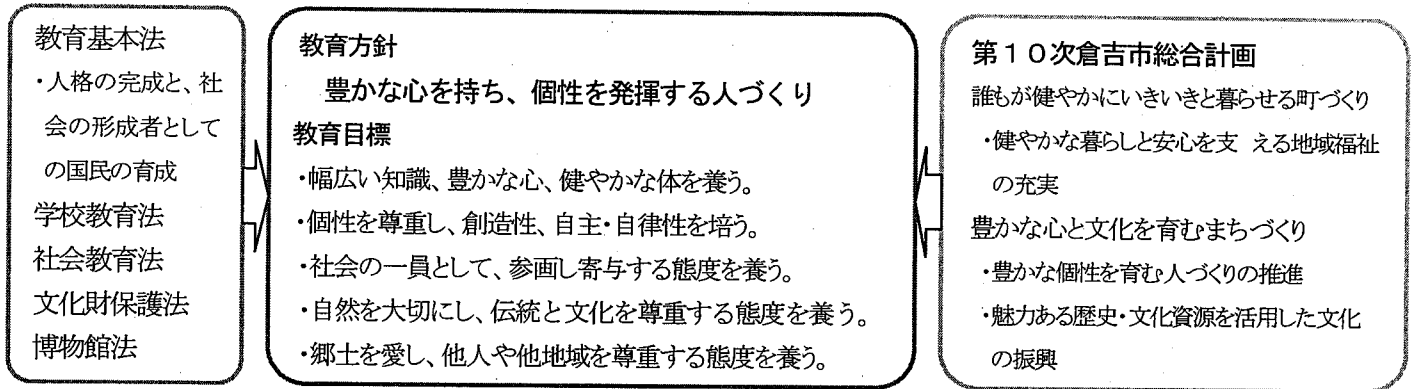
2 審議会スケジュール

回	月 日	内 容
第1回	5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市教育振興基本計画の作成について ・倉吉市教育（主に学校教育）の現状について ・基本方針、教育目標、学校教育に関わる重点項目について
第2回	8月	・学校教育に関わる素案についての検討
第3回	11月	・倉吉市教育振興基本計画の原案について検討
※パブリックコメント、タウンミーティング（市P連研修会、校長会等）で広く市民の意見を聴く機会を設け、その意見により内容修正		
第4回	平成23年 2月	・内容修正したものを検討後、答申
※教育委員会で最終協議及び承認		
第5回	7月～11	（状況に応じて倉吉市教育振興基本計画に基づく協議）
第6回	月	・教育委員会の点検及び評価について

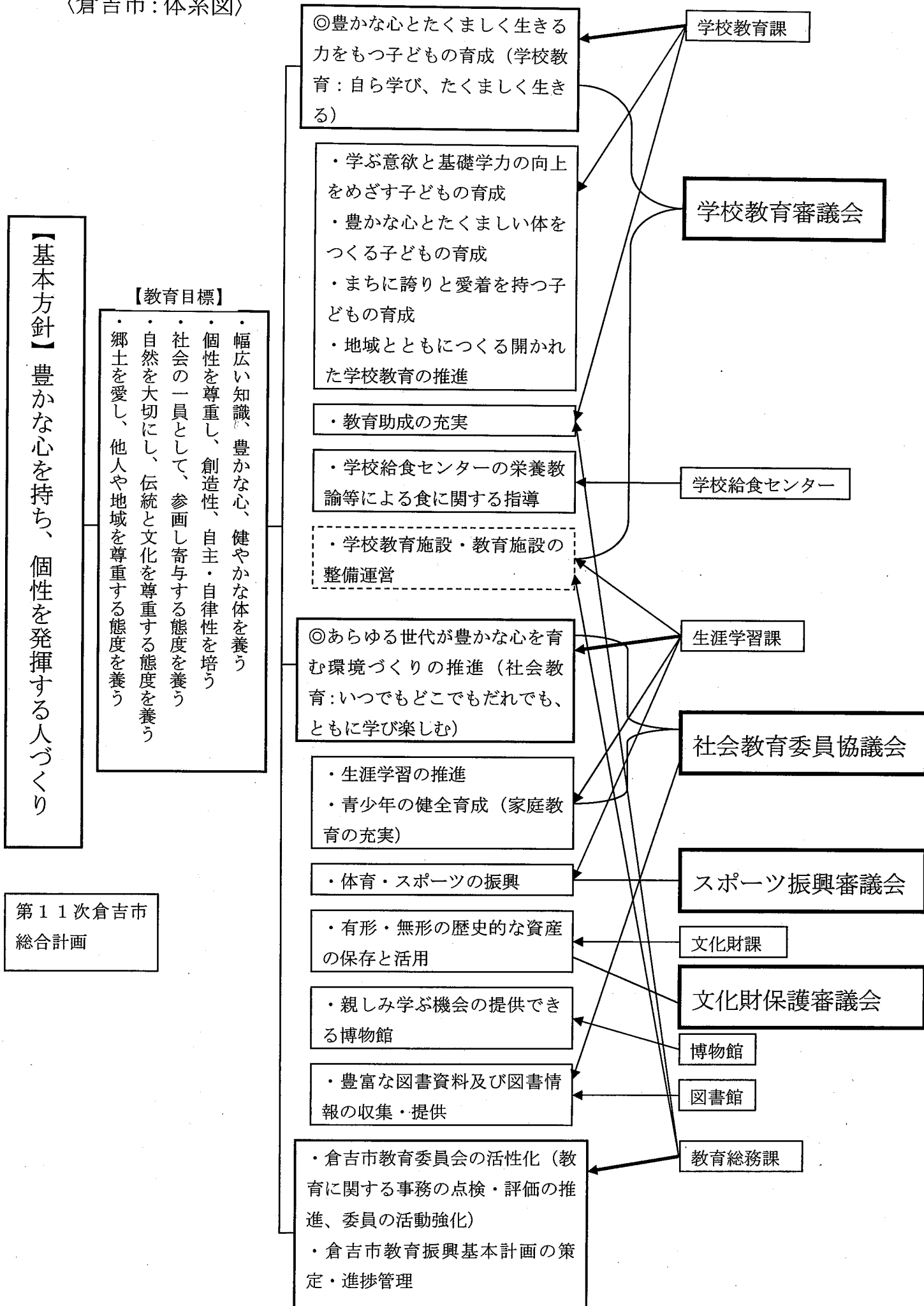
※今後の審議の経過を踏まえ、さらにスケジュールは検討していく。

平成22年度

倉吉市の教育方針と重点施策



〈倉吉市：体系図〉



「学校教育課の重点施策」と「提言」対照表

〈平成22年度 学校教育課の方針と重点施策〉

〈明日の倉吉の教育を考える委員会 提言〉

【基本方針】

豊かな心を持ち、個性を發揮する人づくり

【教育目標】

- ・幅広い知識、豊かな心、健やかな体を養う
- ・個性を尊重し、創造性、自主・自律性を培う
- ・社会の一員として、参画し寄与する態度を養う
- ・自然を大切にし、伝統と文化を尊重する態度を養う
- ・郷土を愛し、他人や地域を尊重する態度を養う

◎豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもの育成 (学校教育：自ら学び、たくましく生きる)

学校教育審議会

I 学ぶ意欲と基礎学力の向上をめざす子どもの育成

- 1 弾力的できめ細やかな指導を行うための体制づくり
- 2 小中学校における学力調査とその結果に基づく学力向上推進支援
- 3 わかる授業のための授業改善、教職員の資質・指導力の向上
- 4 目標に準拠した評価の信頼性や客観性を高めるための研究
- 5 特別支援教育の充実

II 豊かな心とたくましい体をつくる子どもの育成

- 1 道徳教育・特別活動の時間等の充実
- 2 読書活動の推進と学校図書館の充実
- 3 人権同和教育の充実と推進
- 4 不登校児童生徒の解消と問題行動の未然防止及び進路指導の充実
- 5 学校体育、健康教育及び学校保健の充実
- 6 安全教育の徹底
- 7 食の教育の推進と充実

III まちに誇りと愛着を持つ子どもの育成

- 1 「総合的な学習の時間」の充実
- 2 豊かな自然や文化(文化財)・芸術、郷土芸能に触れる教育活動の推進
- 3 地域の人々との触れ合いを通じた教育活動の推進

IV 地域とともに作る開かれた学校教育の推進

- 1 創意と工夫を生かした活力ある学校づくり
- 2 開かれた学校づくりと学校評価を生かした地域から信頼される教育活動の推進

V 教育助成の充実

- 1 研究団体等への援助
- 2 就学援助事業等に関すること

VI 学校給食センターの栄養教諭等による食に関する指導

- 1 栄養教諭、栄養職員等の学校訪問による食に関する指導
- 2 衛生管理の徹底、施設設備の計画的改修 調理室改修

学校教育施設・教育施設の整備運営

河北中学校移転、上小鴨小学校体育館の耐震化

([] 内は関連する項目、⊗印は関連する項目がないもの)

全般について

1 倉吉の教育理念

- (1) 倉吉の教育を進めていく上で、倉吉らしさを出した目標や基準などの作成を行うこと。
- 目標や方策、計画、手立てを明確にする
 - いまある「倉吉らしさ(自然・環境・文化・人間性など)」を伸ばす【Ⅲ-2】
 - これからの「倉吉らしさ」を創造する【Ⅲ-2】
 - 具体性のある取り組みについて検討する

3 幼児教育

- (4) 体験活動を重視した保育を計画するとともに、保育園・幼稚園・小学校の連携推進を図ること。
- 健やかな成長のための経験・体験活動を組み入れていく
 - 保護者への子育て支援のあり方を検討する
 - 「倉吉市幼児教育研究会」を設置し、学校教育へのスムーズな接続のあり方を検討する【I-1】

4 学校教育

- (5) 学校教育のめざす「子ども像」や「教師像」を明確にし、それに向けた具体的な計画の作成を行うこと。
- (6) 学力向上に向けて、学習意欲の喚起や学習指導方法の改善を行うとともに、学習状況を的確に把握し、学習習慣の定着を図ること。
- (7) 地域の自然・文化・伝統を継承し、地域とつながりながら誇りと愛着を持たせる倉吉独自の教育課程として位置づけを行うこと。
- (8) 人権感覚を養うとともに、豊かな心とたくましい体をつくるための具体的な計画の作成を行うこと。
- (9) 開かれた学校づくりに向け、学校情報公開の推進を図ること。
- 倉吉のまちに誇りをもつ子どもを育てるための手だてを考える(Ⅲ)
 - 知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる【I、II】
 - 教師の多忙感を解消し、子どもと向き合う時間を確保する
 - 学校長がリーダーシップを發揮し、特色ある経営が行える学校づくりを推進する【IV-1】
 - 基礎学力の定着を図る(例 国語・算数ドリル教材の活用)【I-2】
 - 倉吉独自の教材づくりを行う(例 郷土資料「私たちの倉吉」の改訂)【Ⅲ-2】
 - 教師力の向上を図る(例 教職員研究団体の活動支援)【I-3、V-1】
 - 社会を生きる力を身につけさせる(例 コミュニケーション力、情報コントロール力、国語力)【I、II】
 - 特別支援の必要な子への理解を深める対策を検討する【I-5】
 - 倉吉にある企業や鳥取短期大学等との連携を強化する
 - ウェブページ等を活用した学校からの情報発信を進める【IV-2】

6 倉吉の教育実現のために

- (12) 子どもたちが望ましい成長をするための学校・学級の適正な規模についての検討を行うこと。
- (13) 校区のあり方について検討を行うこと。
- 切磋琢磨するのに適した集団(学習、遊び、スポーツ)が20人から30人程度であることの検証を行う
 - 地域に根ざす学校づくりに取り組む【IV-2】
 - 校区の弾力的な運用、学校選択制のあり方について検討する

◎あらゆる世代が豊かな心を育む環境づくりの推進
(社会教育：いつでもどこでもがれでも、ともに学び楽しむ)

Ⅶ 生涯学習の推進

- 1 多様な学習ニーズに対応する学習メニューの提供
- 2 「鳥取県公民館振興プラン」による公民館活動の推進
- 3 生涯学習情報の発信（学習情報のデータベース化）
- 4 鳥取大学・鳥取短期大学と連携した学習の提供

Ⅷ 青少年の健全育成（家庭教育の充実）

- 1 倉吉子育て十か条の普及
- 2 青少年の地域活動の推進
- 3 少年補導センター、青少年育成協議会との連携強化

Ⅸ 生涯スポーツの振興

- 1 スポーツ活動機会の充実（市民体育大会・スポーツ教室）
- 2 スポーツ団体の育成・指導者の養成
- 3 体育施設の整備充実（武道館、スポーツセンター）
- 4 くらよし女子駅伝、日本海駅伝記念大会事業

X 有形・無形の歴史的な資産の保存と活用

- 1 伝統的建造物群保存地区の範囲拡大
- 2 文化財保存整備（鳥飼家屋根葺替）

X I 親しみ学ぶ機会の提供できる博物館

- 1 郷土の文化芸術、伝統文化を学べる場の提供
- 2 第8回前田寛治大賞展の開催

X II 豊富な図書資料及び図書情報の収集・提供

- 1 ブックスタート、講演会、研修会の実施
- 2 レファレンスサービスの充実

X III 倉吉市教育委員会の活性化（教育に関する事務の点検・評価の推進、委員の活動強化）

X IV 倉吉市教育振興基本計画の策定・進捗管理

2 家庭教育

(2) 家庭教育の重要性を保護者が自覚するための具体的計画を立てること。

(3) 保護者の子育て相談体制の整備を行うこと。

○家庭環境の変化にともなう子育て支援の体制づくりを図る

○おとな像（保護者像）のモデルづくりを図る

○就学前から高等学校までの長期的視野にたった、系統性ある保護者会活動や研修の計画を立案する

○子育て支援に向け産業界（企業など）への協力を要請する

○子育て相談を実施するセンター機能を有した施設を設置することを検討する

○子育ての参考となる「倉吉市子育て手帳（仮称）」の作成を行う

○保護者は子どもに何を継承していくべきと考えているのか調査活動を行い、その結果を活用する【Ⅱ-1】

5 地域の教育力

(10) 地域が果たすべき役割を明確にし、それに基づいた家庭や学校との連携を図り、一体となった取り組みに関する検討を行うこと。

(11) 地域の学校サポート体制づくりを図ること。

○役割を明確にした上での連携のあり方を検討する

○大人が子育ての共通な目標をもつ（例 「倉吉子育て十ヶ条」の作成）

○子どもを「鍛える」「我慢させる」場面づくりを行う

○地域行事等での子どもの出番づくりを図る

○「地域」＝「学校の応援団」となり得る組織づくりを検討する

○社会教育施設の充実と活用を図る

教育振興基本計画について

教育振興基本計画とは

- 教育基本法第17条(平成18年12月法律第120号)に基づいて、政府として初めて策定するもの
- 改正教育基本法の理念を具体的実現するため、10年先を見据えた5年間(平成20年度から平成24年度)の計画として策定
- 改めて「教育立国」を宣言し、我が国の未来を切り拓く教育の振興に社会全体で取り組んでいくことを目指す

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる



上記のような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要

今後5年間で実現を目指す主な目標(例)

- ◆確かな学力を身に付けた子どもを育成
 - 世界トップの学力水準を目指し、国際的な学力調査等において、学力の高い層の割合を増やすとともに、学力の低い層の底上げを図り、その割合を減少させる。
- ◆規範意識、生命の尊重、他者への思いやりなどを培うとともに、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成
 - 「学校のきまりを守っている」「学校生活が充実している」「落ち着いて授業を受けることができる」と感じている子どもを増やす
- ◆生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成
 - 子どもの体力の低下に歯止めをかけ、昭和60年頃の体力水準への回復を目指す
- ◆「知」の創造・継承・発展に貢献できる人材を育成
 - 国際的な競争力・存在感を備える教育研究拠点を各分野において形成

基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策について

基本的方向1:社会全体で教育の向上に取り組む

①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

- ◇地域ぐるみで学校を支援子どもたちをはぐむ活動の推進
- ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化
- ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
- ◇青少年を有害環境から守るための取組の推進
- ◇関係機関の連携による子ども、若者、家庭等に関する支援の推進
- ◇企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大

②家庭の教育力の向上を図る

- ◇子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進
- ◇幼稚園等を活用した子育ての支援の推進

③人材育成に関する社会の要請に応える

- ◇地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進
- ◇専門高校等における職業教育の推進
- ◇大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進
- ◇産業界・地域社会との連携による人材育成の強化

④いつでもどこでも学べる環境をつくる

- ◇図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
- ◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり
- ◇持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進
- ◇人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進
- ◇地域における身近なスポーツ環境の整備
- ◇「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

基本的方向3:教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

①社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する

- ◇社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上
- ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
- ◇高等学校と大学等との接続の円滑化

②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する

- ◇世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成
- ◇大学院教育の組織的展開の強化
- ◇若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入

③大学等の国際化を推進する

- ◇留学生交流の推進
- ◇大学等の国際活動の充実

④国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する

- ◇複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援
- ◇生涯を通じて大学等で学べる環境づくり
- ◇地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化

⑤大学教育の質の向上・保証を推進する

- ◇事前評価の的確な運用
- ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上<再掲>
- ◇大学評価の推進

⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する

- ◇大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援
- ◇大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化
- ◇時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革

基本的方向2:個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

- ◇学習指導要領の改訂と着実な実施
- ◇総合的な学力向上策の実施
- ◇教科書の改善
- ◇全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等
- ◇学校現場の創意工夫による取組への支援

②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

- ◇道徳教育の推進
- ◇伝統・文化等に関する教育の推進
- ◇学校における体育及び運動部活動の推進
- ◇全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進
- ◇地域における身近なスポーツ環境の整備(再掲)
- ◇食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり
- ◇環境教育の推進
- ◇勤労観・職業観や知識・技能をはぐむ教育(キャリア教育・職業教育)の推進
- ◇体験活動・読書活動等の推進
- ◇いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進
- ◇不登校の子ども等の教育機会についての支援

③教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる

- ◇メリハリある教員給与体系の推進
- ◇教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- ◇教員養成・研修等の推進
- ◇教員免許更新制の円滑な実施
- ◇教員評価の推進
- ◇優秀教員表彰の推進
- ◇指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理

④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する

- ◇教育委員会の責任体制の明確化
- ◇市町村への権限の移譲
- ◇新しい職の設置等による学校の組織運営の改善
- ◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善
- ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化<再掲>

⑤幼児期における教育を推進する

- ◇認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進
- ◇幼児教育全体の質の向上
- ◇幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減
- ◇幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進<再掲>

⑥特別なニーズに対応した教育を推進する

- ◇特別支援教育の推進
- ◇外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進

基本的方向4:子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

①安全・安心な教育環境を実現する

- ◇学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築
- ◇地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保
- ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり<再掲>

②質の高い教育を支える環境を整備する

- ◇学校図書館の整備の推進
- ◇教材の整備の推進
- ◇学校の情報化の充実
- ◇教育に関する研究成果等の蓄積・活用

③私立学校の教育研究を振興する

- ◇私学助成その他の総合的な支援
- ◇私立大学における教育研究の振興
- ◇学校法人に対する経営支援

④教育機会の均等を確保する

- ◇奨学金事業等の推進
- ◇学生等に対するフェロシップ等の経済的支援の推進
- ◇幼児教育の無償化の検討<再掲>
- ◇私学助成その他の私立学校に対する支援<再掲>
- ◇民間からの資金の受入れ促進等のための取組の推進

国・県・他市の教育振興基本計画について

国	県	花巻市	丹波市	草津市	南相馬市	大津市	倉吉市(平成22年度教育方針重点施策)
<p>【今後10年間で目指すべき教育の姿】</p> <p>①義務教育修了までに、自立して社会で生きていく基礎を育てる</p> <p>②社会を支え、発展させるために、国際社会をリードする人材を育てる</p>	<p>【基本理念】</p> <p>「自立した心豊かな人間像」</p> <p>【目指す人間像】</p> <p>「自立して生きていく社会の中で、社会を支えていく」「健康やかで、心豊かに」「ふさふさとした誇りをもち、一人ひとりが生きていく」</p>	<p>【花巻市の将来都市像】</p> <p>早池峰の風薫る安らぎと活力にみちたイーハートブはなまき</p> <p>【教育の基本方針】</p> <p>花巻の子どもたちを将来に幸せを送る教育の創造～夢に向かい自ら道を切り拓き、たくましく生きる人づくりをめざして～</p>	<p>【基本理念】</p> <p>「こころ豊かであつくり」</p> <p>【基本目標】</p> <p>「たんばに学びたんばを担う人づくり」</p>	<p>【基本理念】</p> <p>子どもが輝く教育のまち・くさつ</p>	<p>【基本構想】</p> <p>地域に学び地域で育つひとが輝くまちづくり</p>	<p>【子どもへの教育にあつたっての努力目標】</p> <p>子どもが夢をもち、社会の中で心豊かに生きていくこと</p>	<p>【基本方針】</p> <p>豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり</p> <p>【教育目標】</p> <p>・幅広い知識、豊かな心、健康な体を養う</p> <p>・個性を尊重し、創造性、自主・自律性を培う</p> <p>・社会の一員として、参画し寄与する態度を養う</p> <p>・自然を大切にし、伝統と文化を尊重する態度を養う</p> <p>・郷土を愛し、他人や地域を尊重する態度を養う</p>
<p>【今後5年間に取組むべき施策】</p> <p>①社会全体で教育の向上に取り組む</p> <p>②個性を尊重し、個性を伸ばし、社会の一員として生きていく基礎を育てる</p> <p>③教養と専門性を兼ねた豊かな人間性を養成し、社会の発展を支える</p> <p>④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する</p>	<p>【施策の方向性】</p> <p>今後5年間に総合的に取り組むべき施策】</p> <p>①生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり</p> <p>②「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進</p> <p>③学校教育を支える教育環境の充実</p> <p>④文化・芸術の振興と文化財の保存・活用</p> <p>⑤スポーツの振興</p> <p>⑥鳥取県教育振興基本計画の推進に向けたた体制づくり</p>	<p>【基本方針】</p> <p>①活力と特色ある学校教育の推進</p> <p>②競技・生涯スポーツの推進</p> <p>③創造性豊かな芸術文化の振興</p> <p>④豊かな心を育む生涯学習の推進</p>	<p>【4つの基本方針】</p> <p>①生きる力と豊かな心・健康な学校教育の充実</p> <p>②生涯学習社会の実現に向けた学校教育の充実</p> <p>③豊かな人権文化の創造・定着</p> <p>④質の高い教育環境を整備・充実</p>	<p>【施策の基本方向】</p> <p>①子どもの生きる力を育む</p> <p>②学校の教育力を高める</p> <p>③地域に豊かな学びを創る</p>	<p>【戦略目標】</p> <p>①子どもたちが、安全な環境の中で、豊かな心・健康な心・意欲・健康なからだを育んでいます</p> <p>②地域に暮らす人たちが、生涯にわたって学びでいます</p> <p>③地域に暮らす人たちが、気軽にスポーツを楽しんでいます</p> <p>④地域に関わる人たちが、郷土を愛し、伝統・文化に活かしています</p>	<p>【方針】</p> <p>①基礎・基本となる力の育成を目指します</p> <p>②学校、家庭、地域が連携した教育を目指します</p> <p>③生涯にわたって自ら学ぶ人づくりを目指します</p> <p>④社会の変化に対応できる教育環境を目指します</p>	<p>◎豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもの育成(学校教育)自ら学び、たくましく生きる)・学ぶ意欲と基礎学力の向上をめざす子どもの育成</p> <p>◎豊かな心とたくましく生きる子どもの育成</p> <p>◎まちに誇りと愛着を持つ子どもの育成</p> <p>◎地域とともにつくる開かれた学校教育の推進</p> <p>◎教育助成の充実</p> <p>◎学校給食センターの栄養教諭等による食に関する指導</p> <p>◎あらゆる世代が豊かな心を育む環境づくりの推進(社会教育)いつでもどこでもだれでも、ともに学び楽しむ</p> <p>◎生涯学習の推進</p> <p>◎青少年の健全育成(家庭教育の充実)</p> <p>◎体育・スポーツの振興</p> <p>◎有形・無形の歴史的な資産の保存と活用</p> <p>◎親しみ学ぶ機会のできる俳句物館</p> <p>◎豊富な図書資料及び図書情報の収集・提供</p>
<p>基本理念・目指す人間像等</p>	<p>具体的策について</p>						